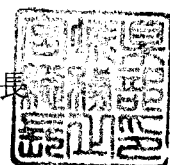


社団法人宮城県エルピーガス協会会長  
宮城県高圧ガス保安協会会長  
宮城県冷凍設備保安協会会長  
宮城県冷凍空調設備工業会理事長  
宮城県エルピーガススタンド協会会長

殿

宮 城 県 総 務 部 長



高圧ガスに係る事務の権限移譲について(通知)

- 一 本県の高圧ガス保安行政につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、このことにつきましては、「事務処理の特例に関する条例(平成11年宮城県条例第54号)の一部を改正する条例(宮城県条例第169号)」が、平成17年12月22日付けで公布されたことにより、下記の権限が追加移譲されることになりました。ついては、平成18年度以降の申請手続に支障のないよう、下記について貴下会員に周知願います。

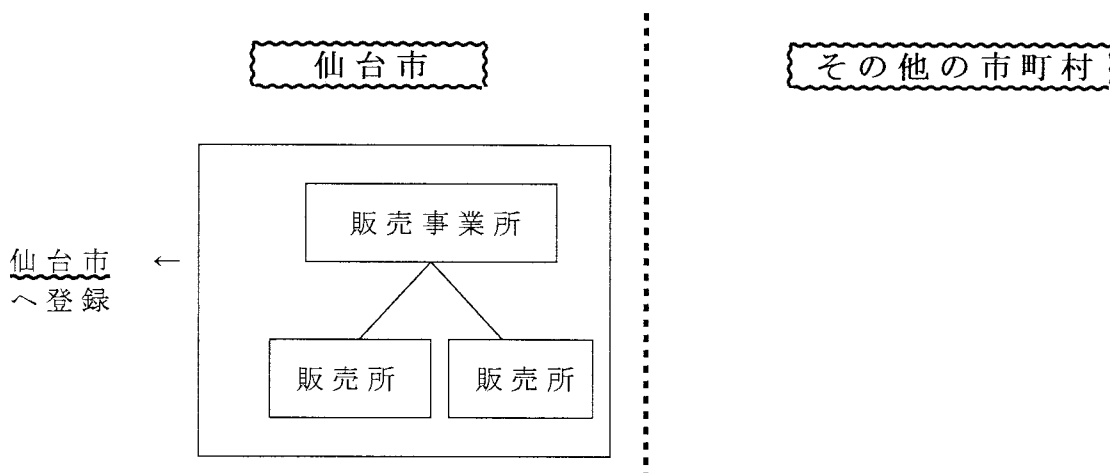
記

- 1 対象市町村 仙台市
- 2 追加移譲される事務の権限
  - (1) 「高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)」に係る次の事務の権限。  
施設等の所在地(施設等を管理する事務所の敷地を含む)が仙台市の区域内のみである、高圧ガス事業所に係る事務の権限。
  - (2) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和49年法律第149号)」に係る次の事務の権限。
    - ① 販売所の所在地が仙台市の区域内のみである、液化石油ガス販売事業者に係る事務
    - ② 保安業務を行う販売所の所在地が仙台市の区域内のみである、保安機関に係る事務
    - ③ 使用の本拠地(本拠地を管理する事務所の敷地を含む)が仙台市の区域内のみである、充てん設備に係る事務
- 3 権限移譲日 平成18年4月1日
- 4 備考
  - (1) 2に掲げた2法のうち、免状の交付に係る事務は、引き続き、宮城県が行います。
  - (2) 当該権限移譲に伴い、申請に係る手数料の納付方法が変更となる予定ですので、詳しくは、仙台市(消防局:022-234-1111(代))にお問い合わせ下さい。

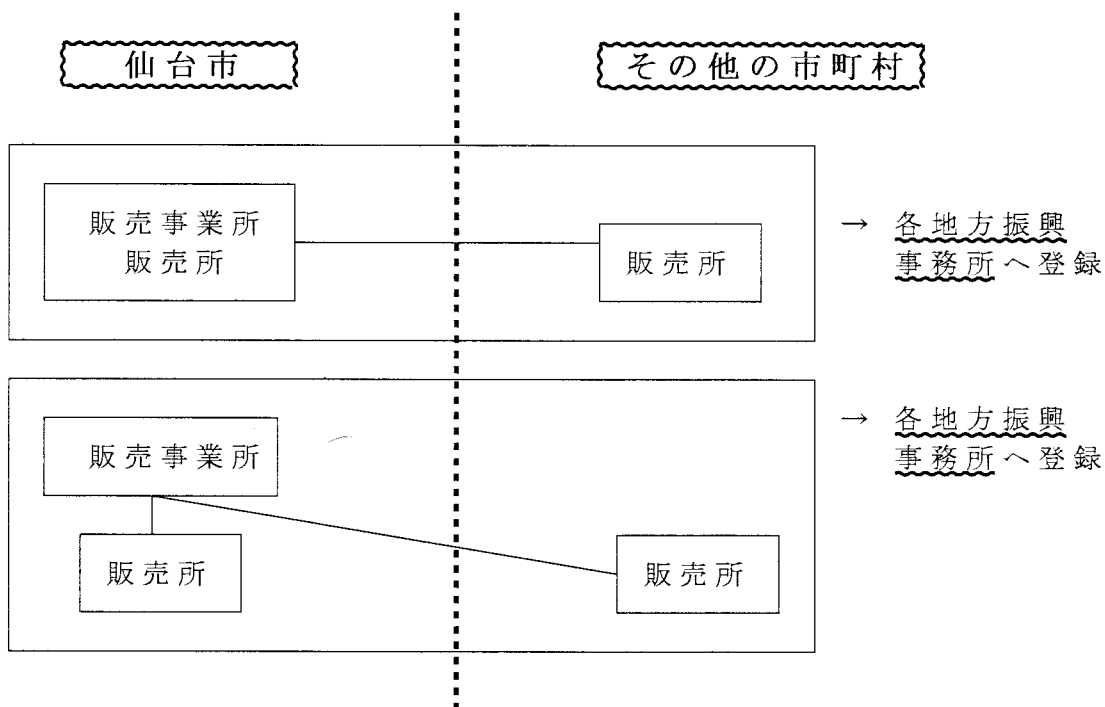
(担 当)  
消防課産業保安班  
庄子、野澤  
TEL:022-211-2377・2378

# 民生用LPガス販売事業者の登録（液石法第3条第1項）

(1) 仙台市内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする場合

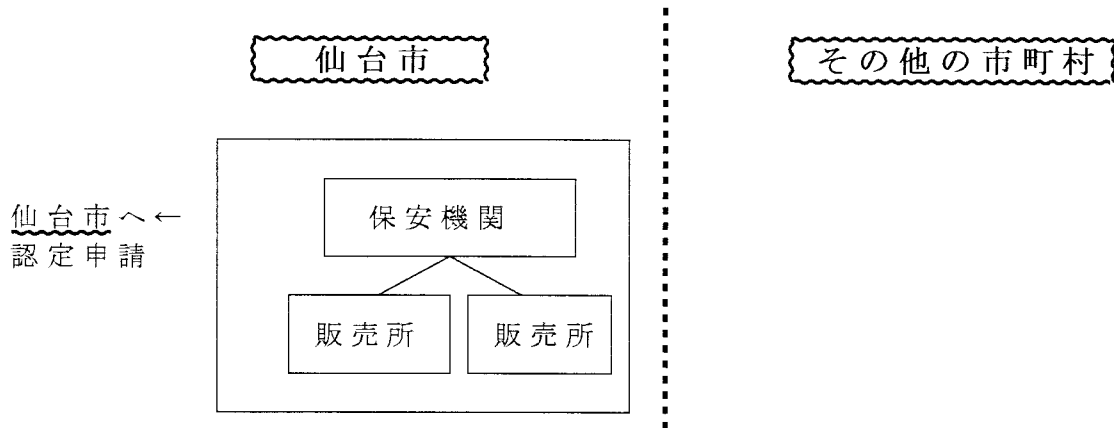


(2) 仙台市を含む2以上の市町村の区域に販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする場合

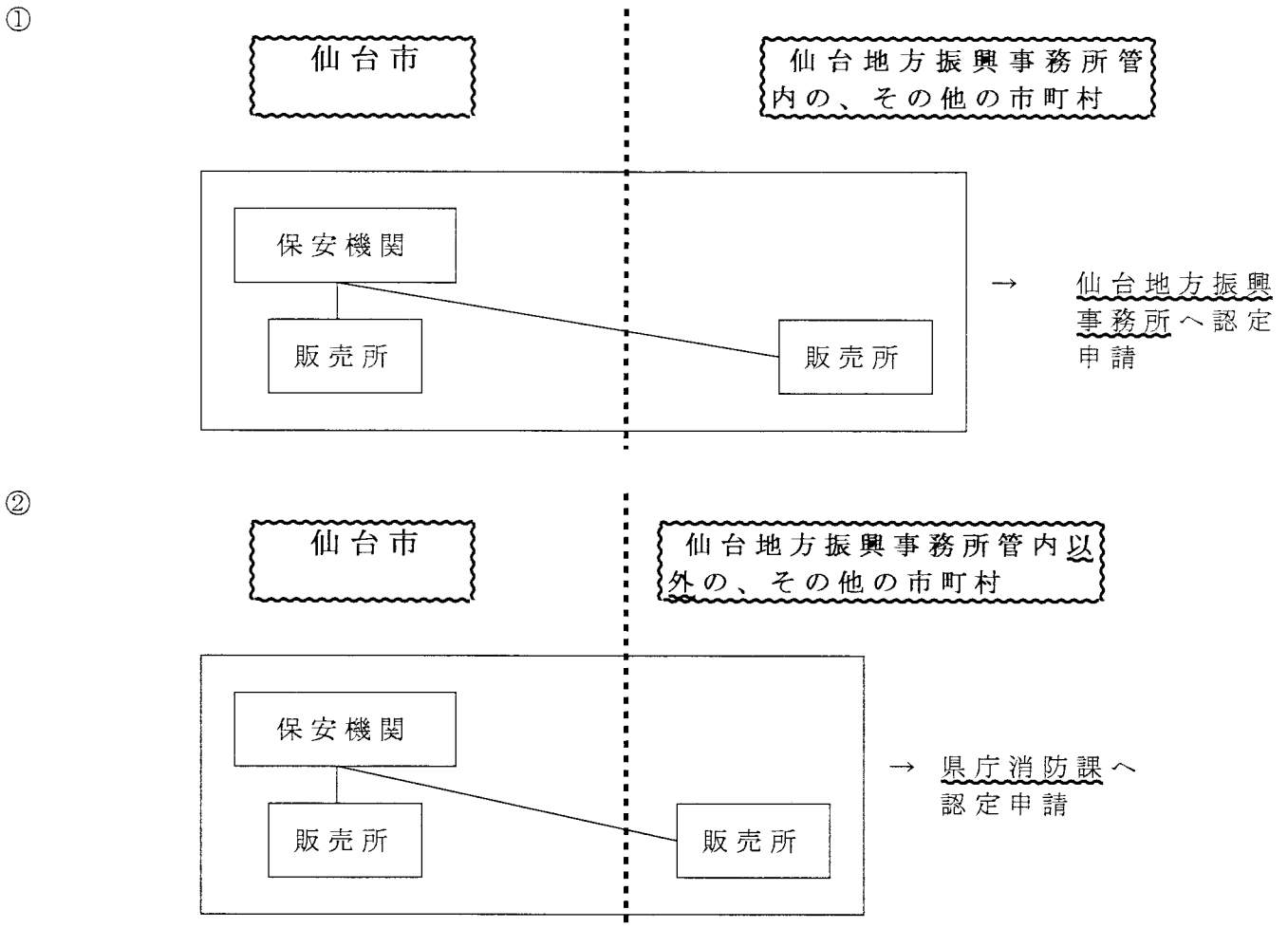


## 保安機関の認定（液石法第29条第2項）

- (1) 仙台市内のみに設置されている販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について保安業務を行おうとする者

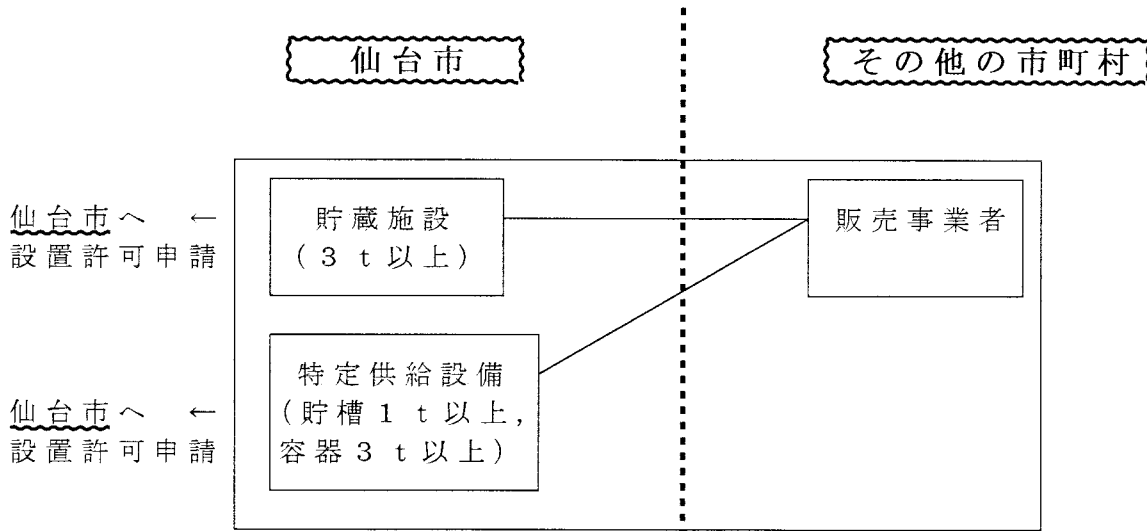


- (2) 仙台市を含む2以上の市町村の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする場合

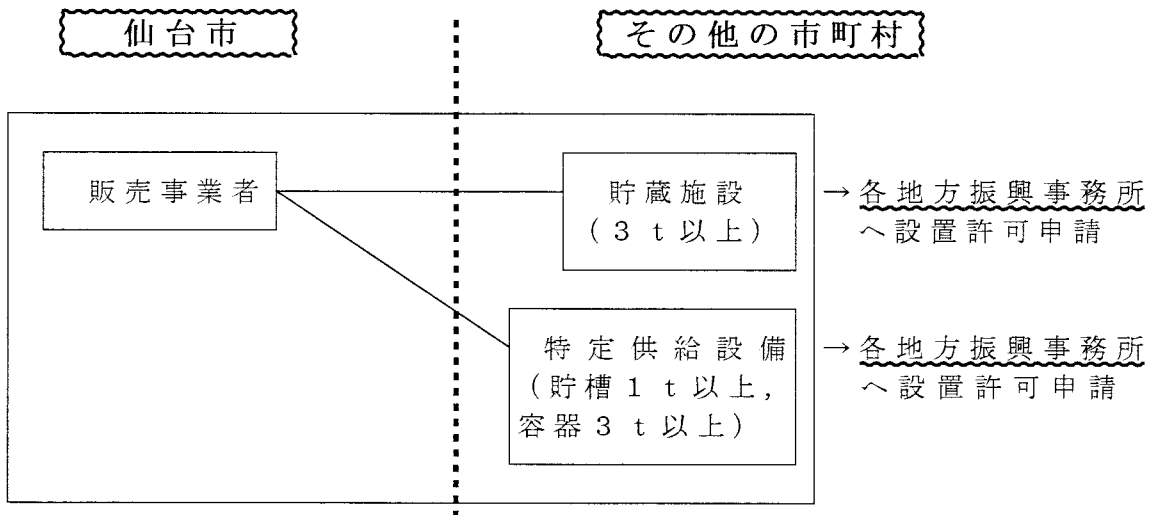


# 貯蔵施設・特定供給設備の設置許可（法第36条第1項）

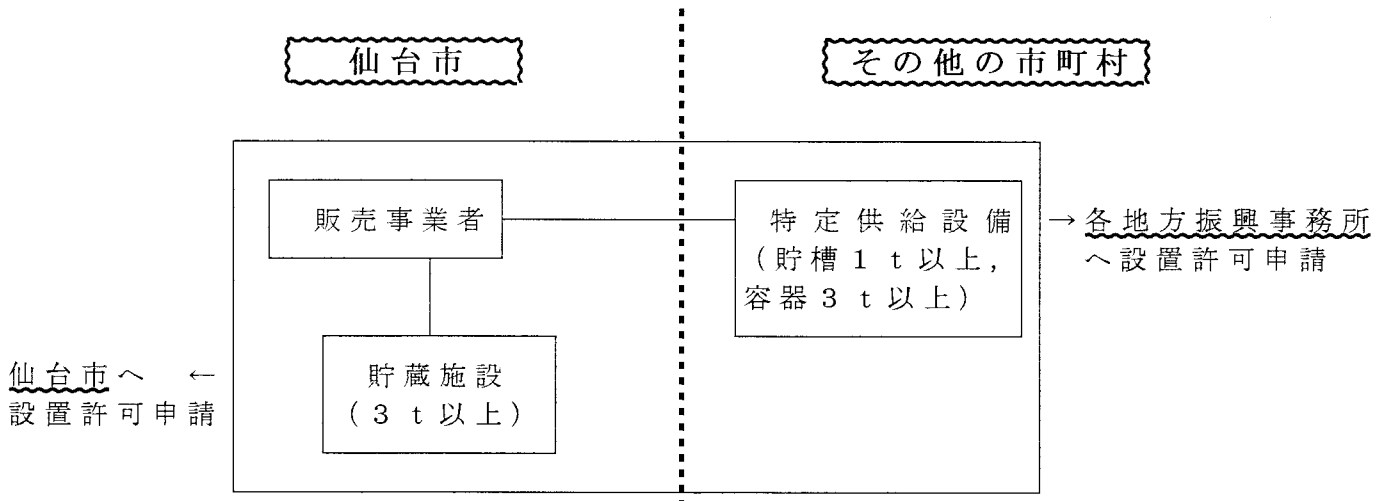
(1) 設置場所が仙台市の場合



(2) 設置場所が仙台市以外の市町村の場合

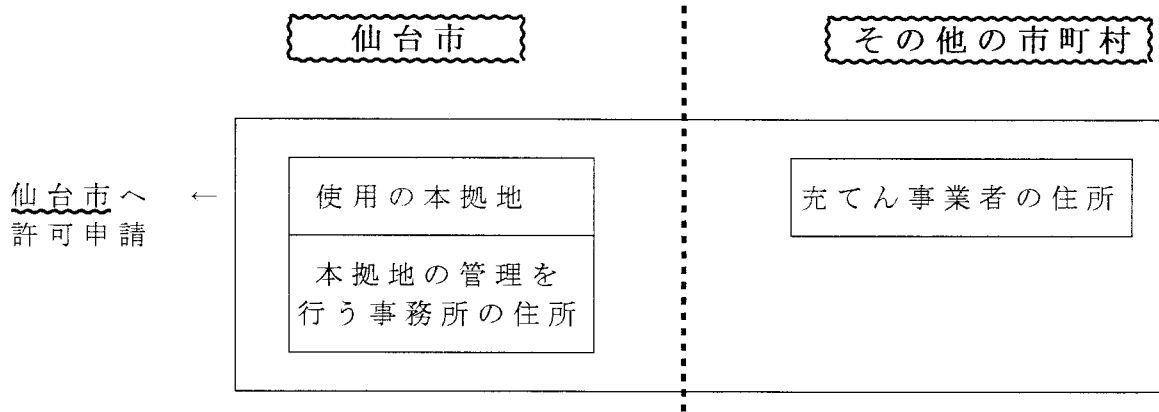


(3) 設置場所が仙台市及びその他の市町村の場合



## 充てん設備の許可（液石法第37条の4第1項）

(1) 仙台市に使用の本拠地（本拠地の管理を行う事務所の住所を含む）がある場合



(2) 使用の本拠地（本拠地の管理を行う事務所の住所を含む）が仙台市を含む2以上の市町村にまたがる場合

